

第2章 景観まちづくり計画の区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

本町は、約70%が鰐塚山系の森林に囲まれた豊かな自然景観を有しています。まちの中央を東から西に流れる沖水川により河岸段丘や扇状地が形成され、そこに開けた平野に里山・田園・住宅地が調和した景観が広がっています。また、文化の面では、町内の地域ごとに特色のある郷土芸能や伝統行事が継承されています。

本計画の上位計画として位置づけている都市計画マスタープランでは、町全域を対象区域とし、町全体で「三股らしい、魅力あふれるまち」を作っていくことを目標に定めています。

このことから、景観法に基づく本計画の対象区域を「**三股町全域**」とします。